

事 務 連 絡
平成19年12月26日

各都道府県・政令指定都市 財政担当課
各都道府県・政令指定都市 P F I 担当課
各都道府県 市区町村担当課 御中

総務省自治行政局地域振興課
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

P F I 法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について

標記については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知。以下「局長通知」という。）により定められているところですが、平成18年度からの地方債協議制への移行に伴い、局長通知第1-2(3)に定める以外の地方債（合併特例債等）についても、地方債同意等基準に基づき同意又は許可される場合があるので、P F I 事業の実施を検討している地方公共団体は、「地方公共団体におけるP F I 事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）第1-5による相談窓口である自治行政局地域振興課に相談されるよう留意願います。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても周知願います。

総務省自治行政局地域振興課 岡山
TEL : 03-5253-5533 FAX : 03-5253-5537
E-mail : k.okayama@soumu.go.jp
総務省自治財政局調整課 岡本
TEL : 03-5253-5619 FAX : 03-5253-5620
総務省自治財政局地方債課 中田
TEL : 03-5253-5629 FAX : 03-5253-5631